

みなし許可・登録の内容について

1 平成 20 年 4 月 1 日から、盛岡市が行うこととなる事務

- (1) 産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可事務
- (2) 特別管理産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可事務
- (3) 廃棄物処理施設許可事務
- (4) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物保管事業者届出等受理事務
- (5) 自動車リサイクル法登録・許可事務（引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業）
- (6) 浄化槽保守点検業登録事務

2 みなし許可・登録の内容

(1) 産業廃棄物処理業等関係

平成 20 年 3 月 31 日現在		平成 20 年 4 月 1 日以降、許可の有効期限まで		
岩手県知事の許可内容	施設設置場所	岩手県知事の許可内容	盛岡市長の許可内容	
収集運搬業 (積替・保管なし)	-	現行どおり	みなし許可	
収集運搬業 (積替・保管あり)	積替 盛岡市内に無し	現行どおり	みなし許可 (積替・保管を除く)	
	保管 盛岡市内のみに有り	積替・保管施設を除いて現行どおり	みなし許可 (積替・保管を含む)	
	施設 盛岡市内・外にそれぞれあり	盛岡市内の施設分を除いて現行どおり	盛岡市内の施設のみ みなし許可	
処分業	処理施設 盛岡市内に無し	現行どおり	許可なし	
		盛岡市内のみに有り	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可
		盛岡市内・外にそれぞれあり	盛岡市内の施設分を除いて現行どおり	盛岡市内の施設のみ みなし許可
	移動式処理施設有り	盛岡市内を除いて現行どおり	盛岡市内について みなし許可	

(2) 廃棄物処理施設関係

平成 20 年 3 月 31 日現在		平成 20 年 4 月 1 日以降	
岩手県知事の許可内容	施設設置場所	岩手県知事の許可内容	盛岡市長の許可内容
一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	固定式 施設 盛岡市内	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可
		現行どおり	許可なし
	移動式施設	盛岡市内を除いて現行どおり	盛岡市内について みなし許可

(3) PCB保管事業者届出関係

保管する地域	提出先	
	平成20年3月31日以前	平成20年4月1日以降
盛岡市のみ	岩手県知事あて提出	盛岡市長あて提出
盛岡市を含む他市町村		盛岡市内分については盛岡市長あて提出 その他の市町村分については岩手県知事あて提出
盛岡市以外		岩手県知事あて提出

(4) 自動車リサイクル法関係

平成20年3月31日現在		平成20年4月1日以降、登録・許可の有効期限まで	
岩手県知事の登録・許可内容	事業所の所在地	岩手県知事の登録・許可内容	盛岡市長の登録・許可内容
引取業、フロン類回収業	盛岡市内に無し	現行どおり	-
	盛岡市内のみに有り	盛岡市長のみなし登録に移行 (岩手県知事の登録は失効)	みなし登録
	盛岡市内・外にそれぞれあり	盛岡市内の事業所を除いて 現行どおり	盛岡市内の事業所のみ みなし登録
解体業 破砕業	盛岡市内に無し	現行どおり	-
	盛岡市内のみに有り	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可
	盛岡市内・外にそれぞれあり	盛岡市内の事業所を除いて 現行どおり	盛岡市内の事業所のみ みなし許可

(5) 浄化槽保守点検業関係

平成20年3月31日現在		平成20年4月1日以降、許可の有効期限まで	
岩手県知事の登録内容		岩手県知事の登録内容	盛岡市長の登録内容
業を行う区域	盛岡市のみ	市長のみなし登録へ移行	みなし登録
	盛岡市及び他市町村	盛岡市以外の市町村 について現行どおり	盛岡市のみ みなし登録
	盛岡市以外の市町村のみ	現行どおり	登録なし